## リザイクルといるが、さらい

## ミックスペーパーの分別

ミックスペーパーとは、基本的に新聞・雑誌・ダンボール以外の紙類のことを指します。 びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみと同様に透明・半透明の袋でごみ収集に出すこ とができますが、ミックスペーパー以外のごみが混ざっている場合は、透明・半透明の 袋で出されても収集できません。

## ミックスペーパーの種類















シールやビニール、金属部分があれば取り除く

## ミックスペーパーとして出せないもの(禁忌品)



おもて面のページではミックスペーパーに分類される主なものを紹介しましたが、その中でもミックスペーパーとして出せないもの(禁忌品)があります。

これらは、「製紙原料にならないもの」 として扱われるもので、リサイクル できないことから、燃えるごみとし て出していただくことになります。



















